**２０２４年度**

**中古車関係 規約遵守状況調査（店頭展示車・注文書）**

**― 実施要領（訪問調査用） ―**

**１．目的**

１）会員店に対する中古車規約の周知徹底

２）会員店における規約遵守状況の実態把握

３）地方組織の充実を図るとともに規約運用の効果を高める

**２．実施時期**

各地区の実情に合わせて実施（２０２４年１１月末まで）

**３．調査内容**

規約第１１条及び第１２条についての表示状況等を調査する。

１）展示車の表示状況

２）注文書の表示

３）走行メーター交換シール等の貼付状況

４）特定の車両状態の表示

**４．調査対象**

１）自販連・全軽自協関係は、ディーラーあたり１展示場

２）日整連・中販連関係は、全数調査が困難な場合は次の調査数を目安とする。

・会員数100 未満地区　　　　　　　　30展示場以上

・会員数100～200未満の地区　　　　50展示場以上

・会員数200 以上の地区　　　　　　　70展示場以上

**５．調査方法**

１）調査にあたる委員に対しては、公取協が調査員証を交付する

２）調査は、公取協作成の調査票に基づいて行う

３）調査員は、調査対象会員に当該調査の結果を書面（中古車規約遵守状況調査票(写)）により通知、表示の実施が不十分な会員に対してはその旨を説明するとともに、規約遵守方の協力を求める

４）特定の車両状態の表示状況及び走行メーター交換車シール等の貼付状況の調査については、該当　する車両がある場合のみ「別紙調査票」を用いてチェックを実施（該当する車両がない場合は記載する必要はありません）

**６．調査結果の取扱**

１）規約違反のあった会員に対しては、担当委員長・部会長名にて規約遵守方の指導を行うものと　　する

２）担当委員長・部会長の指導要請に対し、協力が得られない会員については、公取協に必要な措置を請求するものとする

３）調査結果は**調査報告書及び調査結果集計表により２０２4年１２月末日まで**に公取協に報告する

**※調査報告書、調査結果集計表の2点のみ公取協へご送付ください。**

**調査票（本紙）のご送付は不要です。**

**併せて、調査委託費支給申請書もご送付ください。**